

# 訓導と教導職

——日本の近代公教育制度成立期にみられる  
宗教と教育の関係——

山口 和孝

## 一 はじめに

近代公教育は、封建的支配層の手にあった教育権を国家の手中に掌握する過程で、義務性、無償性、政治的・宗教的中立性を基本原理として展開してきた。義務性は、産業革命を担い近代的軍隊の中で軍務を遂行できる人材を要求する産業資本の要請で比較的早くから達成されてきた。これに比して無償性は、資本投下の効率に見合う程度と救恤対策において関心が払われるにすぎない時期が長く続いた。更に、公立学校と政治・宗教の分離に関しては、封建的支配理念の打倒に有効な限りにおいて厳格であっても、ブルジョア社会の秩序維持と民心の精神的統合のためにしばしば形骸化されてきた。殊に、宗教的中立性は、政教分離、両親の内面の自由を保障する憲法や教育条規の下でも厳格に実施されることなく、教育を通して単一的道徳規範を育成しようとする動きの中で、理念は往々空洞化されてきた。

近代的国民教育制度が導入された明治の日本においても、このことは例外ではなかった。欧米の教育制度のいわば「結論」を採り入れて、最初から世俗化された形で出発したとされる学制下の学校教育においても、欧米でみられる如く激烈ではないにせよ、学校と、国民精神統合のための宗教との間には屈折した複雑な関係が存在したのである。分離理念の空洞化は世俗学校体系を樹立しようとする学制構想の中それ自体の中ではなく、絶対主義天皇制国家建設の方向で人心掌握をはかろうとする国民教化路線と、急速な資本主義化を支える開明的国民教育路線の相克の中で——政治

的には教部省と文部省の対立として——表現された。

小松周吉氏は、半封建・半ブルジョア的性格を合わせ持つ祭政一致の明治国家が、主知主義的啓蒙実学教育と世俗化された学校を骨子とする学制の実施を何故許容したかについて早くから疑問を提起され、併せて明治政府の初期における国民教育＝国民統合のための精神支配は、初等義務教育を担った学制に基づく学校教育と、社会教育とも言うべき皇道宣教の教導職事業の総体において理解されねばならない点を指摘されている。<sup>(1)</sup> 氏の指摘は、明治国家の企図した国民精神支配の構図、民衆教育指導原理として二元構造となっていたことを明らかにしたものであるが、その構造はとりも直さず日本の近代的公教育が、学校教育と宗教との関係を瞬昧にしたまま出発したことを意味している。

## 二 明治政府の国民教育政策の二元構造

### 1 祭政一致による皇道宣布の国民教化運動

政治的主権者として万能の君権と、司祭者として至高の祭祀権を持つ天皇を頂点に戴く祭政一致の明治新体制にとって、封建的諸勢力と結びついた人心を天皇親政の下に新たに再編・統合する課題は急務であった。国家が権力として存在する理性を欠いた新国家の出現は、復古的宗教的権威を媒介とする天皇の政治的権威の補強によって正当化されねばならなかった。即ち、祭政一致・王制復古の新体制を、天孫神話に基づく神武創業伝説に依拠した宗教的虚構で裏付けし、国民のイデオロギーをその路線上で掌握することが必要であった。そのために政府は、封建体制の下で特権的地位を与えられていた仏教勢力を打ちのめし、その体内に殆んど有機的なまでに融合していた神道をひき剝し、これを様々に補強し、かつ仏教勢力をその従属下に置く措置をとった。明治維新の精神的指導原理となりえなかった神道の宗教的権威を、政治的主権者たる天皇に帰属せしめ、これを一切の宗教から超越させ、その下に民心の統合をはかろうとしたのである。

かくして維新政府は、一連の神道国教化政策を採用し全国に「惟神之道」を布教しようとする。いわゆる大教宣布運動である。しかし、全国に宣教師を派遣して行われたこの運動は、天皇の権威を十分に宣揚することなく挫折する。そこで、新政府は神祇官を神祇省に格下げし、更にこれを廃止して教部省を新設し、直線的な神道国教化政策を、神道理念に基づく国民教化策へ転換する。早急な資本主義化を目指す上からの文明開化、富国強兵、殖産興業政策と、復古的イデオロギーに依拠する祭政一致体制は早くも矛盾を露呈し、唯一排他の神道国教化は民心掌握の有効な手段たりえないことが早くも明らかとなってきたからである。そのために、官製の神道の脆弱性を補完するものとして仏教の大衆教導能力が見直され、これを活用する方策が採用された。即ち、仏教、教派神道を巻き込む広範で組織的な皇道宣布事業が教部省のもとで展開されることになる。この皇道宣布の機関として設置されたのが教導職である。次いで教部省は、教導職の中央研修センターとして大教院を、各地のセンターとして中小教院を配置し神仏合同の皇道宣布活動が開始されることとなった。いわば教導職は、宗教的伝統に依拠して天皇制イデオロギーを全国に流布し、その権威をもって新政府の方針を民衆に徹底させる民心教化機関であった。

## 2. 教導職の任命

皇道宣教の根本理念として「敬神愛国／天理人道／皇上朝旨」の三条教憲が1872年4月教部省によって定められた。これを補う「十一兼題」、「十七兼題」も続いて定められた。「十七兼題」の中には「外国交際」、「権利義務」など、欧米列強に対抗するための国民知識啓蒙的項目も含まれていたが、「十一兼題」には「神道皇恩」「人魂不死」「天神造化」「鎮魂」など、すぐれて神道的内容と国学的項目が盛り込まれていた。政府は、これらをもって教導職の任用試験に充て、教導の任にあたる者の知識啓蒙と、併せて思想統制をはかった。

三条教憲制定後の8月、神宮は総て教導職に補任され（太政官布告第二百二十号）、それに続き翌年には神宮・僧侶は一人残らず教導職に任命され

ることとなった。更に、神官・僧侶に限らず当時の情報伝達技能を有する講談師、落語家、河原者、俳諧師など民間人が広く登用されることとなった（教部省達第十号）。市川団十郎は権大講義に、三遊亭円朝は中講義に任ぜられ、得意の演題に代えて天朝様の業績を高座から語りかけた。後には、受刑者の中からも品行方正なものを教導職に任用することも行われた（教部省達第三十三号、1875年）。

1874年7月には、教導職試補以上でなければ寺院住職たることが許されなくなり、建て前上、皇道宣布は宗教界総ぐるみの大事業として展開されることになる。

教導職に任じられた者の実数は、任命された際の届出規定が曖昧であったこともあり、その実態把握は極めて困難である。形式的には、1874年に寺院住職が総て教導職に任じられていたことを目安に推定できるが、実態は教部省布達とかなりかけ離れている上、政府内部の統計自体に差異が認められる。戸籍寮七年戸口調によれば、1874年12月現在大教院1、中教院62、小教院227、教導職2,087人となっているが、<sup>(2)</sup> 同じ時期の教部省上申書では、教導職総数7,287人（内神宮4,207人、僧侶3,043人）、神官及官国弊社神官1,447人、僧侶28,014人である。いずれが正しいにせよ、教導職任命が政府にとって容易ならざる事業であったことは推察されよう。

教部省廃止(1877年)後も教導職取締りは内務省に引きつがれ、実数は増え続ける。参考までに掲げると、1881年末で神仏各宗教導職総教は94,126人であると「朝野新聞」<sup>(3)</sup>が、1884年には教導職権訓導以上47,390人（内女79人）と「郵便報知」<sup>(4)</sup>が伝えている。一つの試算であるが、1881年の全国総人口数を約三千六百万人と推定すれば、国民約四百人に一人当りの教導職が配置されていたことになる。

### 3. 「学制」理念との対立

教育の目的において個人主義を、教育理念において主知主義を、内容において啓蒙実学を骨子とする世俗学校の普及を目的とした学制は、教導職

活動とはまっ向から相入れないものであった。即ち、国民教育が、「文芸ヲ学習シ知識ヲ開明スル」学校と、「倫常ノ理ヲ明シテ修身ノ道ヲ教ユル」教院の二本立てで推進される構造を有していた。両者の説くところは自ずと相対立し、国民精神の二元的指導原理として無機的に併存する結果を招かざるをえなかった。

『信飛新聞』には、「説教院には三条の教を説き明し日本人は皆神胤神民」で「敬神愛国の誠をつくし海岳の高深にもたとえがたき皇恩に」答えよと説き、他方「小学にては日本人は亜細亜人種の内なりと言うを教師生徒に向いて人種は何であるかと問へば生徒口をそろえて大声に蒙古種であるという」<sup>(6)</sup>と、教育原理の分裂が混乱をもたらしている記事が掲載されている。『小学読本卷之一』の万国地誌で日本を世界に位置付ける啓蒙知育路線と、万邦無比の神国を唱える宗教的復古路線の相克が教育に混乱をもたらしていたことの指摘である。

### 三 文部省と教部省の確執

#### 1. 文部省と教部省の連携

文部省は、大学と民部省に二分されていた教育行政機構の統一的掌握、ならびに、大学に課されていた教育と行政の二重機能を分化する目的で設置された。これは、太政官とならんでいた神祇官の神祇省への格下げ、刑部省、弾正台の廃止と司法省設置、工部省新設など正・左・右の三院制下での強力な中央集権化をめざす政府機構近代化策の一環として行われたものであった。しかし、「万国ト対峙」しうる「人民ノ文明化」を急務な政治課題として近代的国民教育制度をうち立てようとする文部省の、政府内での位置付けは決して高いものではなかった。

学制領布のわずか二ヶ月半後、まさに学制に基づく学校作りがその端緒についていたばかりの10月25日、太政官より文部・教部両省の合併が布告された（布告第三百二十二号）。あわせて同日、教部卿嵯峨実愛は免官となり、代って大木喬任文部卿の教部卿兼官、文部大輔には、5月に福羽美

静に代って教部大輔になったばかりの穴戸璣の兼任が、また、教部少輔黒田清綱兼任文部少輔、文部大丞野村素介兼任教部大丞等一連の合併人事が発令された。文部省内の若手開明派田中不二麿、長与兼継、中島永之等は岩倉使節団の理事官としてアメリカに滞在中であり、町田久成大丞も澳地利国博覧会御用掛として外地に赴いていた。いわばこの両省合併は、文部省内洋学開明派の手薄をねらった復古派の巻き返しであった。

正院は、教部省の文部省への移転計画に伴い、文部省舎の営繕見積を両省に要求した。教部省舎には新設の工部省が入ることが既に決定していた。しかし、正院の再三の請求にもかかわらず見積書作成は手間取り、文部省は仮事務所で執務を行っていた事情から、合併は延び延びとなっていた。<sup>6)</sup>そこで11月2日文部省はやむおえず教部省に一時「合併」し、省務を教部省において取扱うこととし、翌1873年4月4日、営繕がなった常盤橋内文部省へ文部事務は戻り、9月、文部省中へ教部省が転省した。<sup>7)</sup>

両省合併の動きは、近代国家建設の要求に対応するべく封建的一元的支配機構を分化・強化していった太政官制に逆行するものであった。合併の理由は、教部省の教化事業が文部省事務に相通じるところが多かったからだとされているが、それはとりも直さず国民教育行政が、宗教行政と混然化していたことを裏付けている。

学制では全国を八大学区に分割する新しい教育行政単位が構想されていたが、教導職の全国説教活動はこの行政単位を基準に監督されていた。正院は1873年1月、教部省に対し、大教正以下の教導職を大学八大学区へ分配・派遣する許可を与えた。<sup>8)</sup>地方派出の教導職は大学区別の府県名を記した大広奉書二ツ切りの証書を持参し、地方教導職取締りの手を経由して巡回府県庁へ届出ることが義務付けられていた。<sup>9)</sup>1874年には、教部省官員が第一大学から第六大学区に分配して巡回することが各教導職に通知されている。<sup>10)</sup>

更に、地方行政機構においても、教導職説教の取締りが学務担当部署によって管轄されていた事例を見出すことができる。地方行政機構は、1871

年11月の「県治条例」（太政官達第六百二十三号）により職制と事務内容が統一・明確化された。これによると、県庁レベルでは、学制実施状況のチェックと学務事務は庶務課所轄事務と規定されている。木更津県では、庶務課の中に学務兼教務掛を置き、職務を学務事務の他「教導職管下説教ノ取締等教務ニ関スル事ヲ掌ル」<sup>(11)</sup>と規定している。

## 2. 「神官僧侶学校」開設

教部・文部両省首脳が一体となって国民教化事業を推進しようとする意図は、学制の改正として反映された。まず1873年3月13日大木喬任は文部卿の名をもって神官・僧侶が寺院内に小中学校を開設することを認めた（文部省布達第二十七号）。布達にはその理由として「教化之義ハ至急ノ要務」とあり、学校を教化事業の手段として活用しようとする意図があったことがわかる。ちょうど、広く民間人からも教導職への人材登用が行われ、教化活動の準備が整いつつある頃であった。

続く18日、文部省は達第三十号をもって学制二編追加を行い「神官僧侶学校」を学制の中に明文化した。これによれば、教員免許状を持つ神官・僧侶は、社寺内に学校を開設し、正規の学科時間内に教旨を説くことが認められた。加えて、正科時間外なら無制限に教義を説くことができ、一般の学校でさえ、神官・僧侶を招請して教旨説教をさせることができるとされている。

このことは、完全なまでに世俗学校建設を意図した学制が、宗教教育に大巾に門戸を開放したものとして重大な意味を持つ。宗教教育といっても、教旨説教とは三条教憲に基づく説教が期待されていたのであり、その限りにおいて僧侶の講話も許される内容であったと理解できる。教導職に任ぜられた僧侶は自己の教義を説くことを厳しく禁じられていたからである。

「神官僧侶学校」条項追加の背景についてこれまで、(1)初の大規模な近代的教育法であったため法体系としての不備・欠陥はまぬがれえず、それを補う一連の訂正であった<sup>(12)</sup>、(2)小学校建設の財政負担を軽減し、小学校普及を一刻も早く実現するための措置であった、(3)教員不足を補うため有

識者たる神官・僧侶の知識と、指導者としての名望・信用を活用した<sup>(13)</sup>などと説明されてきた。五章で詳述するように、寺院神社施設が小学校に転用された例は極めて多く、また当時の知識層を形成していた神官・僧侶の読み、書き能力に依存したことも確かである。が、いずれも「神官僧侶学校」開設を「教化之義ハ至急ノ要務」とする三条教憲の教化運動との関連において把握していない点で、また次に述べるように、わずか数ヶ月後に「神官僧侶学校」条項が廃止されるという事態急変の事情を説明できない点で納得し難い。まして、文部省布達第二十七号の但書きをもって「但書にこそ、むしろ達の本命があるというべきで」「学制に準拠する学校の普及こそ、いっそうの至急の要務」<sup>(14)</sup>とする見方は、事の次第を転倒している。「神官僧侶学校」の意図自体が、「目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ涉ラハ到底得ル所ナカルヘシ」（第百五章）とする学制の趣旨から逸脱しており、但書にもかかわらず聖職者に宗教教育の特権を認める内容であったことをみておかねばならない。事実、学制に準拠せず不許可のまま開業する神官僧侶学校が後を絶たなかったようで、文部、教部省は、警告を発している。<sup>(15)</sup>また寺社の利用もその施設を借用する形で行われており、施設不足を理由にわざわざ神官・僧侶に学校を開設させる必然性は見出せない。

以上のように考えると、世俗学校を追求していた学制構想に対する復古派の不満が、教部・文部両省合併を促し、学制改正となって具体的に表現されたとみることができよう。

さて、学制二編追加のわずか二ヶ月後の5月14日、「神官僧侶学校」条項は大巾に改正される（布達第七十一号）。この改正は、第一に、教旨の講説を学科時間外においてのみ認め、正科の世俗性を貫き、第二に公私立学校を問わず、宗教教育を目的とする小学校に通学する児童を不就学児と見なすことによって、宗教教育を公教育学校系列から除き、第三に、神官・僧侶の私塾・家塾開設も学制に基づいて願出るよう義務付けて神官・僧侶の特権扱いを廃し、第四に、宗教学校に公金を支出することを禁止して政教分離の立場を制度上明確化している。ここに示された学校教育世俗化



の方針は今日でも基本的に通用する原理であり、三条教憲の宣教運動下で、国家の提供する教育を宗教的影響から中立化させようとした見識は非常に高い。

改正と併せて、文部省は「督学局官員学区巡視心得」（5月20日）で「公学校ニテ就業時間宗教ニ関係ノ書類ヲ教授スル事アラハ之レヲ其地ノ学務専任ニ告ケ禁止セシム」<sup>(16)</sup>ことを定め、布達第七十一号に基づく取締りに乗り出し、更に翌年6月には「学区巡視事務章程」で「神官僧侶開設スル学校教則ノ是非」及び「中小教院ノ小学校建設ニ関係セル事件」について調査を指令した。<sup>(17)</sup>

正科時間を無視して教導職説教が行われるといったことは、各地でみられたようで、筑摩県では「説教ノ学校 教訓ニ於ル自ラ區別有レ之ハ近々布達之通ニ候処中ニハ各小学校ニ於テ教導職之面々示談ヲ以テ説教日等取定候趣相聞候右ハ教則ノ時間ヲ妨ケ不都合之至ニ付以来一切不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候此段更ニ相達候事」<sup>(18)</sup>と達している。「布達之通」とある「布達」とは、1874年5月、教部省から出された達書乙第二十二号（輪廓付）を指すものと思われ、それには「幼年ノ者ハ小学校ニテ勤学候様懇諭可致場所ニ候処動モスレハ教院ヲ以一般ノ教場同様相心得候向モ有之哉ニ相聞不都合不少候条文部省管轄学校ト判然區別相立心得違無之様可致尤氏子檀家無外幼年ノ者タリ共篤志ノ輩学校ノ余暇ヲ以教義講究ノ為通学願出候節ハ差許不苦」と、教場と教院の区別明確化を指示している。

こうした調査に基づいて宗教教育の実情を把握しながら、改正から4ヶ月後の9月15日、学制第百五十四章から百五十八章に至る「神官僧侶学校」条項は、布達第百二十二号をもって全面的に削除される。

こうして、「神官僧侶学校」はわずか数ヶ月の間に二転三転し、学制は再びもとの姿に回復する。しかし、それは宗教と学校教育の関係をめぐる制度上の議論を経た、いわば試練を経た上での回復であった。

「神官僧侶学校」規定全面削除の要因に関しても、(1)将来懸念される基督教主義学校進出を抑制することを前提としながらも、諸外国との摩擦を

回避するために、宗教教育に関する規定を一切削除した<sup>(19)</sup> (2)維新以来、神道高揚のあおりで冷遇されてきた仏教が勢力回復に「神官僧侶学校」を利用しようとしたのを抑制する「神道護持の苦肉の策」<sup>(20)</sup>などという解釈がなされているが、いずれも推量の域を出ていない。基督教対策とする見方に対して、歴史的事実関係の錯誤があることを示し、教育と宗教の分離を手掛けたのは田中不二麿であったことを示した石田加都雄氏の所見は、この問題に対する貴重な示唆を与えている<sup>(21)</sup>。

### 3. 田中不二麿による学校の世俗化

学制二編追加の月、田中不二麿、長与兼継らが帰国し、田中は3月27日三等出仕、長与は五等出仕として文部省執務に復帰した。続いて5月岩倉使節団副使大久保利通が、7月には木戸孝允、森有礼が帰国した。フランスで木戸は、田中と長与を交え留守政府の急進的教育欧化施策を憂えながらも、他方日本の独立と内治安定のため「急務トナリシハ只学校ヨリ先ナルハナシ」<sup>(22)</sup>と、近代的学校教育制度の充実を切望する議論をし、その期待を帰国後の田中の活躍に寄せていたことはよく知られている。その田中が欧米の教育制度、実情を研究する過程で、学校と宗教の分離が近代公教育制度の重要な原則であることを認識したであろうことは容易に推察できる。アメリカ公教育発祥の地サマチュエーセツ州では、1827年法によって公立学校教育の宗教的中立化が、1833年の州憲法で政教分離が、続いて1855年の州憲法修正では宗派学校への公金支出禁止が法制化されていた。田中は『理事功程』巻之一で「合衆国教育略記」及び「麻沙朱色州教育規則」を著している。また彼は、岩倉使節団のアメリカでの条約改正交渉が、まず信教の自由をめぐる問題で難行したことを直接体験している。使節団に随伴した在米中の森有礼は‘Religious Freedom in Japan’ (1872年)の中で、教部省が国権を発動して神仏合同布教を推進していることを激しく批難している。また、個人の信仰に政府が干渉すべきでないという立場から、教育に宗教的影響を導入することの禁止を主張していた。田中は、森が日本の教育改革について書簡で意見を問うたアメリカの知識人の中から、D. モ

リーを選び日本に招くための契約書を交したが、モリーは教育の世俗性を主張する一人であった。

このような背景を持つ田中が、前節で述べた一連の教育と宗教の分離指令を手掛けたのであった。

学則二編追加一ヶ後、大木文部兼教部卿は江藤新平の後を追って参議へ転出して文部、教部卿は空席となり、文部省務は木戸の裏立てもあって帰朝したばかりの田中の手によってとり仕切られていた。教部省が本家の宍戸教部兼文部大輔や黒田教部兼文部少輔も、世界の教育制度に暁通する田中の前には、たちうちできるものは何もなかったに違いない。その宍戸と黒田も9月には依願免兼官を申し出、文部省から教部省首脳は一掃されることになる。

#### 四 訓導と教導職

##### 1. 神官・僧侶による教員補充

明治政府は、教育近代化の必須条件として師範学校整備による教員養成を「当分着手第一中ノ尤急務」<sup>(23)</sup>とする認識を持っていた。しかし、1872年3月に官立師範第一号として設立された東京師範学校の第一回卒業生はわずか10名にすぎず、翌年に至ってようやく大学区毎に小学校師範学校を一校あて設立することが決められるというプログラムであった。したがって、急増する教員需要をまかうために政府は、旧来の封建的知識層に依存する他はなかった。

学制第四十章で教員資格が定められてはいたが、任命方法については規定がなく、実際には学区取締などによって土地の有識者である習字師、神官、僧侶、修験者、医師、旧武士などが教員に充てられた。この傾向は、大都市の一部地域を除いては一般的で、殊に僻地においては著しかった。中でも神官、僧侶に依存した割合は高かったようで、広島県山県郡では、1872年の教員中、把握されている者のうち神主が6、僧侶10、医師7、村役人9、農業9人という割であった。<sup>(24)</sup> 福島県では、教員採用にあたって

旧修験，天台宗の婦人等について採用試験を実施したが、「全くその任に当る者に非ず，然れども方今生徒真の初心のみなり，故に間に合わざるに非ず，外に相当する者之れなく，依て右兩人某校三等助教試補に奉願候」<sup>(25)</sup>と，はなはだ頼りない例が報告されている。反面，明治政府の新政策に期待をかけ，極貧にありながらも新しい世に向けて，子供達の公的教育を願う民意におされ，山村の僧侶が読経にかえて「五音九々単語」を教えたという例も各地に多い<sup>(26)</sup>。

文部省は1873年1月，学校設立委托金の交付を各県に令達し，学校建設着手を促したが，交付金受領のためには設備，教員数など教則に準拠した計画書を文部省に提出しなければならなかった。山梨県では，担当官員が「日夜勉励」して学校設立のために奔走しているが難行している事情を訴え，計画書提出猶予を督学局に願い出ているが，具申書の中に教員としての人材がないため「従来村里ニ於テ読書等教授罷右候神官僧侶ノ内採用致旨御示諭ニ基キ」「神官僧侶等ヲ以テ訓導申置候」<sup>(27)</sup>とあり，神官，僧侶を教員補充にあてるよう行政指導がなされていたことを示している。

こうした教員の量的補充は，「神官僧侶従前ノ習字家等ヲ以テ員ニ充ツ然ルニ皆旧時ノ陋習ヲ墨守シテ普通ノ学制ニ法トルヲ欲セス……教員ノ学力ヲ検スルニ其任ニ堪ヘサルモノ許多ナル」<sup>(28)</sup>といったように，旧態然とした教授方法と低い知的水準を許すばかりでなく教導職活動の下では，教師活動と聖職者活動の未分化を温存するものであった。「神官僧侶学校」はこうした未分化を既成事実化し，皇道宣布の教化活動を学校教育の中に浸透させようとした動きではなかったのだろうか。

未分化は制度にも反映していた。当時教員は，免許状を持つ者を正権大中少訓導の六等に職級分けしていたが，教導職も大教正以下十四等級の職階を持ち，第十三級を訓導，第十四級を権訓導と称していた。つまり，教師としての訓導と，説教師としての訓導があり，説教師としての訓導が教師としての訓導を兼務するというややこしい関係があった。「大中少ノ名教部省教導職ノ訓導ニ混シ不都合」によって教員の職階名を変更するとい

う埼玉県の記事が『文部省第一年報』にみえる。

## 2. 教導職の教員兼務禁止

1873年8月28日、田中不二麿は文部省布達第百十五号をもって学校教師と教導職の兼職を禁止した。これは、「神官僧侶学校」条項全面削除と相呼応する措置で、これにより学制は世俗学校を目指す姿勢を「一応」取り戻すことになった。「一応」というのは、区・戸長、学区取締等に教導職を兼務させているケースについては何らの措置もとられず、また、小学校学事掛が教院で講習を受けたり<sup>(29)</sup>、区・戸長や学校教員に対して教導職説教受講を義務付ける<sup>(30)</sup>などは野放しにされていた事情による。区・戸長の教導職兼任が禁止されるのは1878年7月のことである。

兼務禁止令が発令された背景は次のようであった。1873年2月24日、「外国教師雇入条約規則書」が改訂され、続く6月布達第八十七号をもってこれに「但西教伝教士ヲ学校教師トシテ雇入ヘカラス」の一項が田中の手によって加えられた。これには当然、ミッシヨナリーからの批判を予測した対応が必要であった。田中はその批判に応える論拠として(1)「學術」による人材陶冶と宗教による「人心勧懲」とは別のものであること、(2)教育活動とは他職を兼ねてできる程簡単なものでないこと、(3)ミッシヨナリーの任務は宣教活動であり、学校教師と兼務した場合、宗教活動と教育活動が「混淆」するおそれがあることを太政大臣に上陳した。<sup>(31)</sup> また彼は、学校教育と宗教の分離を徹底させるため、ミッシヨナリーのみならず「彼我之別無之様」教導職も学校教師兼務を禁止する必要があると提案した。

但書きについて法制課は、現在各省ならびに各地方で雇入れている伝教師をすぐ解雇することはできないという実情を勘案し、契約期限が切れるのを待って措置するよう、また新規雇い入れ分に関してはこの規定を適用するよう提案し、<sup>(32)</sup> 太政大臣はこれを承認した。一方、上陳に対する許可を太政大臣より得た田中は8月17日、「学校教師ヲ教導職ヨリ兼務セシメサル布達案伺」<sup>(33)</sup> を三条実美に提出、これは25日、太政大臣代理参議後藤象二郎及び江藤新平の署名によって認可された。

但書きに関しても「神官僧侶学校」の場合と同様、基督教勢力の進出を抑えるためであったとする見解があるが、積極的にそう解釈できる材料より、そうとばかり言い切れない材料の方が多い。当時、政府をはじめとし国民一般感情として基督教を危険視していたことは確かであった。切支丹禁制の高札撤去も、浦上キリシタン問題の処理に抗議する諸外国からの圧力に屈して、とりわけアメリカで条約改正交渉にあたっていた岩倉使節団からの強い要請によって不本意ながら行われたものであった。しかし、高札撤去も基督教解禁を意味するものではなく、基督教主義学校の影響が居留地外に波及する虞れもそれ程心配することもない時期であった。

先の但書きは、官立学校にのみ適用しようとしたとみられ、1876年に出された「私学雇入外国人教師条約文例訂正」では、西教伝教士のことについては何ら規制を設けていない。逆に、教導職の兼務禁止については「明治六年当省第百十五号布達之儀ハ公学私学一般ノ儀ト可相心得」<sup>(34)</sup>と田中不二麿代理文部大丞九鬼隆一によって指令され、西教伝教士に対するより厳しい措置が打ち出されている。また、但書きも厳格に実施されたわけではないようで、田中自身が脱法の先鞭をつけていた。文部省御雇教師フルベックは、この年の9月をもって雇用期限が満期となっており、後任にD. モリーが既に決っていた。しかし田中は、彼の開成学校発展に尽した功績、日本語能力、人望を列挙し、伝教士なるが故に期限切れを待つて期国させるのは「真ニ可措事ニモ有之」と彼の慰留を太政大臣に願っている。<sup>(35)</sup>

### 3. 教導職兼職禁止の波紋

教導職の教員兼務禁止の影響はことの外大きく、理想家田中に現実の厳しさを痛感させることとなる。

兼務禁止令実施は、教員を神官・僧侶に依存してきた山間僻地の教育に混乱をもたらした。岩手県権令島惟精は、岩手のような「僻土陋俗文事最不、開之地ニテ距。県庁。五六里外之田舎」では教師の任に耐え得る者は皆教導職に補せられており、他から師範学校出の教師を招請する財政的余裕

もなく「実ニ進退窮谷之至ニ御座候依テ前頭之内教導職之者ヲ仮教師ニ相  
用候様仕度此段奉<sub>レ</sub>伺候也」<sup>(36)</sup>と窮状を文部少輔田中不二麿に訴えた。岩  
手県では教導職の任にあたる者がいない地域もあるので逆に「教師或ハ学  
区取締役等兼務為致」その場合給料はいくらにしたらよいかを教部卿に問  
い合わせていたが、兼務禁止令はその矢先のことであった。<sup>(37)</sup>

兼務禁止は教化事業にも支障をきたすものとなってきた。諏訪神社宮司  
兼大講義岩本尚賢は、筑摩県に対して建言した「神官教職之義ニ付見込条  
々」の中で、神職にありながら教員をしていたものが教導職を拝命すると  
教師活動を辞めなければならなくなり「偏僻ノ村里」の教員不足に拍車を  
かけるのみならず、教導職の人材を得難くなる心配のあることを訴えてい  
る。それは、薄給の神官が兼務禁止を期に神官を辞め教師の道を選ぶから  
であった。よって、「何卒御庁ヨリ被仰立地方ノ適宜ニ任セ当分教導職拝  
命ニテモ学校教員兼勤被差許候相成候ハ双方共ニ便宜タルヘク候事」<sup>(38)</sup>と  
教導職側からの要望を明らかにしている。

各地の中小教院経営に関して政府は財政的援助を行わず、全て神官・僧  
侶の負担にまかされていた。教導職は、身分的には判任待遇であったが無  
給で、一日説教活動に従事しても一文にもならなかったし、僧侶の場合、托  
鉢も禁止されていた。中には堂塔営繕の名目で勸財する者もいたが、こう  
したことは「以テノ外ノ事ニテ向後決テ有之間敷事」<sup>(39)</sup>として禁止された。  
神官の生活も苦しく、諏訪郡内の祠掌の中には教導職「拝命以後従前の産  
業をも相止め奉職仕候に付一家生活の道を失うに至るの状態も相見え」<sup>(40)</sup>  
と太政官に生活困窮を訴え出る者もいた。

こうした事情からも、兼職禁止令が出されると無給の教導職を返上して  
有給の教師の道を選ぶ者があとを絶たなかった。いわば、教導職拝命まで  
の兼職は、神官、僧侶にとって生活上の要求でもあったのである。

文部省としても各地の窮状は放置できず、田中は、先の岩手県令の上申  
を含め各地の申し出に応じて兼職を認める例外的措置をとらざるをえなかつ  
た。

教導職の兼職を再び「差止」める措置がとられるのは1878年になってからである。筑摩県ではこれを受けて兼務者を取調べ「本旨ヲ諭シ辞表差出」させるよう北部学区取締に指令している。しかし、教導職との兼任は認めないが、神官あるいは僧侶としての宗教的職業を保存したまま教員であることは容認された。

ところが兼職禁止規定も翌1879年11月10日文部省布達第四号（輪廓附）によって廃止される。このような朝令暮改の背景は明らかではない。ただ、大教院を頂点とする皇道宣布事業の挫折と呼応するものではないという点だけを指摘しておきたい。

教導職は1884年8月に廃止され、併せて神道教派教師、仏教各宗派僧侶・教師の等級・任免は各管長に委任され、政府はこれらに一応干渉しないという一種の政教分離策がとられた（太政官布達第十九号）。しかしその後も神職あるいは住職としての身分を保留したまま小学校訓導を兼務する者は多かった。1899年に公・私立学校を含めて学校教育から宗教教育、宗教的儀式を排除する訓令（文部省訓令第十二号）が出された後もしばらく、この問題は厳格な措置のないまま放置されることとなる。

1895年10月、内務省は「土地ノ情況ニ依リ已ヲ得サル場合ニ於テ神職又ハ寺院住職等ト小学校訓導ト交互兼務セシムルノ必要アルトキハ自今氏名事由等ヲ具シ其都度伺出スヘキ儀ト心得ヘシ」（訓令第七百十七号）と内訓し兼務の掌握をはかろうとした。引き続き、翌年3月11日付「普通学務局社寺局通牒申普甲第一六九号」及び1898年5月20日付「普通学務局通牒成普甲第八〇〇号」をもってその趣旨の徹底をはかっているところをみると、兼職は広範に行われていたと推察される。ところが1901年11月、内務省は訓令第八百九十三号によって「住職小学校訓導ト交互兼務ノ件伺出ヲ廃ス」と道庁府県宛通知し、先の内訓第七百十七号を廃止してる。このような内務省措置の経緯については今後研究が深められる必要がある。



## 五 宗教施設と教育施設

### 1. 学校の寺社施設利用

先述のように学制領布の年の11月、政府は委託金支給を決定し、翌年には地方官に告諭して各地の小学校建設を急がせた。委託金が付与されたといっても学校建設費や維持費の約一割にすぎず残りは住民の直接負担となった。そのため庶民は様々な形で経費を捻出する工夫をした。静岡県や山梨県では男子がこぞって断髪しその結束費をもって小学校費に充てることが行政指導されるというようなこともあった。<sup>(41)</sup>

したがって、大都市のごく一部地域を除いて寺院、神社、民家、倉庫などを教場に転用することが広く行われた。その中でも寺社施設への依存度は高かった。ちなみに、学制に先がけ1870年3月の文部省布告「中小学規則」に基づいて開設された東京府立小学校は第一校から第六校まで全て寺院借用であった。「文部省年報」付録の「府県公立小学校一覧表」から試算すれば、寺社利用の小学校の実態は次の通りである。小学校総数に対す

		1872年	1873年	1874年	1875年
寺院	現寺院	130	3,149	2,770	1,419
	旧寺院	31	384	436	167
神社	現神社	—	48	59	29
	旧神社	—	5	31	2
合計		(161)	3,586	3,296	1,617

る社寺院利用小学校の割合は、1873年で約44%に及んでいる。

松本藩の徹底した排仏政策によって140余ヶ寺の廃寺堂をうみ出していた筑摩県ではこれら廃寺堂を積極的に小学校に転用し、学制領布のわずか半年後には、県下に100校近い小学校設置をみた。<sup>(42)</sup> 1875年の調査によると、奈良県では、小学校375校中202校が、埼玉県では645校中512校が、福島県では651校中432校が寺社ないし廃寺の利用であった。<sup>(43)</sup> 県で

は、区・戸長に対し、寺院利用の場合であっても、学校の規模、教場施設、備品等は基準に則って開設される様指導したが、その殆んどは宗教的施設を残したままであった。

廃寺を除き寺社の利用は、多くの場合貸借契約により、手狭になったり、学校建設資金調達のためを待って境内地内や別地に新校舎を建設するケースが多かった。学校教育から宗教性を排除することに意を尽した文部省も、「教育之儀ハ実ニ一日モ猶予ス不可之急務」として寺社の転用についてはこれを問題とするより、積極的に行政指導した。しかし、寺社利用は必ずしもスムーズに進んだわけではなく、いわば私有地の保全を主張する寺社側と住民の教育要求の間に様々なトラブルを生じることになった。

## 2. 寺社地上知分の下渡

明治政府は、封建勢力の一掃と近代的私有財産制度の確立及び新政権の財政基盤確保の目的を持って寺社の所有していた封建的特権を剝奪するとともに、一連の上知処分によって寺社領の限定と所有権の明確化を行った。

まず1871年1月、社寺領上知令（太政官布告第四号）をもって境内地外の朱印地の上知を、続いて7月、境内外区別調査を府県に命じ、官員を派遣して境内地の調査、整理にとりかかった。しかし、地方によっては「本社及ヒ建物等現今ノ地形ニ依テ相除キ其他総テ上知可致」というのを厳格に解釈し「雨零外悉皆上知致シ本殿周田ノ森林等モ斬伐候」<sup>44)</sup>といった状況もあったため、教部省は再調査を命じ「境内狹隘祭祀等ニ差支候分」の上知分返納を指令する一幕もあった。内務省は、こうした事情を勘案し、1875年6月、地租改正事務局達乙号をもって社寺境内外区割取調規定を作成し、「祭典法用ニ必需ノ場所」を新境内地とし、それ以外を上知する方針を打ち出した。既にその前の年には、地租改正事業の一環として、寺院、大中小学校、説教所、病院のうち民有地でない土地全てを、賦課しない官有地として没収していた（太政官布告第二十号）。

学校建設が用地難と用地購入費難から難行していた状況を打開すべく、政府は、こうした官有地のうち「全収獲無之荒蕪不毛地ニ限り」学校建設

用地として下渡したのである。太政大臣三条実美は1874年9月30日公達第百三十一号をもって「学制中ニ掲載ノ中小学校設立ノ数ヲ限り学校地所トシテ中学ハ千坪小学ハ五百坪以内ノ地ヲ無代価ニテ可下渡候条無税官地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ内務省へ可申出此段相達候事」と府県宛通知し、学校建設を伺した。これを受けて各府県では、各区・戸長に対し「便宜ノ地」を申請するよう達した。山梨県では「小学校用地トシテ社寺上地其他無税官有地ノ内」から「区内各村ニ於テ一ヶ所ニ限り」<sup>(45)</sup>これを認めるので至急計画書をさし出すよう正副区長・戸長に指示している。

ところが、現実的な問題として、特に山間部の山村では、学校建設が可能な平坦地や、通学の便に良い空地が、下渡しの対象にならない寺社境内地のみであったり、境外地だけでは、学校建設に必要な坪数を充足しえないようなケースが多くあった。したがって当時進行していた境内外地区別の調査事業の下で、少しでも境内地の確保をはかろうとする社寺側と、至上命令をもって学校建設を推進する各県行政担当者の中に社寺領の争奪が発生する。しかし、多くの場合、教育振興を望む住民の声や強力な行政力の前に、寺社側はなすすべがなかった。中には住職が積極的に学校建設のために用地を提供するケースもあった。1875年東京府での一例をあげておこう。

東京府では湯島新花町の靈雲寺境内、深川西森下町为天祖神社境内、本所元町の回向院内の三ヶ所を学校用地として希望していたが、「上地之上二無之而ハ難相成」事情であったため、これら境内地を上知の上、下渡す措置をとるよう内務省に再三要請していた。要請書によれば、内務省役人の調査でも当該地は「境外之部分ニ取調有之」しかも「祭事法用等聊差支無之場所」であるので上知の上、下渡してほしいとある。当時は、寺社境内地外地の区分調査が一般的に完了していない段階であったが、「教育之儀は実ニ一日も猶予ス不可之急務ニ付精々督促致し候処追々入校之生徒相増就中該区之儀は是迄設立之校舍ニ而ハ狭隘ニ而更ニ致建築候半而ハ實際差支候」と窮状を訴えた。回向院については「戸長併該寺住職等文情願」もあ

って、府は間違っ学校設立の許可を与えてしまったが、既に学校建設資金も集まり「此際遷延候而は切角興立え機会を失候哉と深ク懸念罷在候」と特例認可の善処を望んでいる。これに対し内務卿大久保利通は、「此度限り聞届」と三ヶ所の上地を認めた。<sup>(46)</sup>ここに示された如く「教育上ノ急務」という論理がいかに幅をきかせていたかが理解できる。

### 3. 寺社什物祠堂の処分

学校建設のために寺社が提供したものはその土地ばかりでなく、信仰よりは新しい時代の教育に子供の未来を托す庶民の手によって学校建設や維持費に換金できる金目のものが運び出された。これには廃仏政策が影響した面と、地方官の行政指導とが作用したものと思える。信仰施設の破壊は教部省の推進する教化運動の活動拠点を失うことにもつながり、また人心の信仰離反も無視できない事態であった。

「連年ノ疲弊」のため学校建設資金の積立もままならなかった福島県下河原郡白河駅では、真宗十二ヶ寺壇家総代一同談合の上、「従来檀那寺へ寄付仕置候釣鐘梵鐘類併金地蔵等」は「格別有益モ無之事ニ付」これらを売却して学校建設基金とすることを決め福島教職合議所に書類を提出した。こうした動きは、県庁から学校建設急務を説くため村に派遣された学校掛の圧力によるもので、学校掛は僧侶達を前に「有無住ヲ不論梵鐘又ハ祠堂金ヲ学校設立ノ用費ニ可差出」と説諭していた事情による。<sup>(47)</sup>しかし、自分達が寄付した物の処分権は自分達に所属し、信徒の要求に基づいて処分するという論理に立脚した信徒達の行動は興味ある。

福島合議所では、書面に住職の同意押印もあり「至急ノ儀」であるため、教部省に問い合わせることをせず認可した。おさまらないのは住職達で、売却同意の印を押したのは、戸長他多勢が「私一人ヲ相手取百般手ヲ替究迫ノ強談素ヨリ廃仏ノ旨趣ニ候ヘハ容易ニ正論極難」<sup>(48)</sup>き状況であったり、はたまた「各寺院ニ対シ屢屢強談ニ及ヒ剩ヘ各寺檀那ノ肝煎ヲ呼出シ」「願書ヘ強テ証印致サセ」<sup>(49)</sup>られたからだ、願書取下げを合議書に愁訴した。しかしこれも功ならず、ついには真宗管長宛に「泣血決死奉懇願」

に至った。真宗管長東本願寺住職大教正大谷光勝は、この件見捨て難く、1873年6月教部省に対し善処方向をたてた。本願寺の論理は、もともと寺院は「衆庶ヲ教誨スル教院」であり、しかも「方今僧侶一般教導職ニ被補鼓舞作新専ラ其職ニ尽力セシメ候折」でもあるので、寺院施設の破壊と人心の宗教離れは教化事業に支障をきたし、「人民保護ノ御仁旨ニ牴牾可致」<sup>(60)</sup>と、教化事業の大義名分によってひたすら寺院保全をはかろうとするものであった。

教部省は、この請願を認めるとともに、7月17日、太政官布告をもって、社寺什物祠堂の類を神官・僧侶ならびに氏子・檀家が勝手に処分することを禁止し（布告第二百四十九号）、以後、処分の場合は地方官の手を経て教部省宛申請書を提出するよう義務付けた。真宗系寺院で、寺の器物が処分された例は珍しいが、禅宗系寺院では僧侶と檀徒の結びつきは比較的弱く、寺院器物の処分は、住職自身の手によって行われた例も小なくない。

寺院側の懸念は人心遊離ばかりでなく、それに伴う経済的基盤の動揺があった。説教活動にかり出される神官、僧侶が経済的疲弊に悩まされていたことは先にみたが、加えて学校維持費として毎戸に課された賦課金支払いのため、貧村においては「旧寺院ニ寄納スル所ノ米金或ハ田地等ヲ以テ学資ニ換金スルモノアリ」<sup>(61)</sup>といった状況もあり、僻村の寺社財政は一層困難とならざるをえなかった。

学区内から徴収されるこの賦課金は、戸別と人別配賦方式がとられ、貧富に応じて課せられたが、神官、僧侶の中には、神社、寺院所有の田畑を家産と認めることを拒否したり、教導職務上費用がかかること、あるいは、その子弟が普通小学校に通学していないことを理由に賦課金を支払わない者がいた。内務省は、こうした事態に対し、神官、僧侶の特権を認めず「町村公費ニ付神社寺院所有田畠ノ如キモ家産ト見据ヘ出金可致儀ト可相心得事」<sup>(62)</sup>を指令している。

## 六 国民教育原理の一元化

以上、文部省の推進した開明主義教育と教部省の教導職説教活動の相克を概観してきたが、いずれも明治維新体制の意図した国民教育事業であり、両者の矛盾はそのまま国家形成論理の構造的表現であった。それは、宗教と道徳的規範が個人の内面の問題として国家の干渉の外に置かれる西欧近代市民社会の原理を祭政一致の天皇制国家にそのまま応用しようとした田中不二麿をはじめとする開明派文部官僚の限界ともなっていて表われた。

天皇の宗教的權威によって政權の政治的權威と民衆的支持を維持しようとする政府にとって、この矛盾はあくまで皇道教化の路線で解決されなければならなかった。その解決は、神祇—神祇官省—教部省と遂行され、挫折していく神道教化策の延長線上にではなく、日本的儒教主義と結合することによる天皇神話の倫理規範化の道に求められることになる。即ち、啓蒙主義的開化教育は、翻訳教科書の排除、修身の筆頭教科化などの修正を受けながら、自由民権運動に対する危機意識をテコに下賜された「教学聖旨」（1879年）によって真正面から攻撃を加えられ、教育勅語に結晶する一連の教育反動化の中で完全にその指導原理を喪失する。ここに至って、新政府の国民教育体制が内包する構造的矛盾は統一される。それは、国家神道を超宗教化し、絶対不可侵の天皇制教学体制の確立であった。この下で国家神道以外の諸宗教は学校教育から排除され、国家の政治原理としては学校教育の世俗化を置き、支配原理としては国家神道に基づく宗教教育が貫徹されることになる。

### 註

- (1) 小松周吉「明治絶対主義の教育精神」『教育学研究』第19巻第1号。なお、『世界教育史大系39 道徳教育史Ⅱ』講談社、における明治啓蒙期の道徳教育に関する記述は「皇道主義と欧化主義の交錯」としてこの問題を展開させている。
- (2) 『明治史要附表』明治9年、東京大学史料編纂所蔵。付表に「社寺神宮僧民及教導職ハ本表ト教部省調書ト頗ル差異アリ」と注釈が加えられている。

- (3) 「朝野新聞」明治16年10月3日
- (4) 「郵便報知」明治17年4月16日
- (5) 「信飛新聞」第百五十九号，明治9年7月22日
- (6) 『東京市史稿市街編』第五十三，pp. 625—626.
- (7) 文部省番外 明治5年10月29日
- (8) 『公文録』明治六年，国立公文書館所蔵
- (9) 「証書雛形 神道諸宗管長宛 教部省」明治6年8月 『東京市史稿市街編』第五十五
- (10) 教部省達第八号，明治6年2月8日
- (11) 『千葉県教育百年史 第一卷通史編（明治）』p. 178。なお，1975年4月に太政官達第五十三号をもって「県治条例」は改正され，学務事務は庶務課から独立して学務課となり，学校教育関係事務の機能分化がはかれる。この学務課の分掌事務には教導職関係事務が含まれていないことは，四章2節で述べる教導職の兼務禁止令などにみられる文部省と教部省の再分化の動向と無関係ではないであろう。
- (12) 倉沢剛『小学校の歴史』pp. 275—276など。
- (13) 井上久雄『学制論考』p. 380
- (14) 同上書 p. 380
- (15) 文部省布達第六十号 明治6年5月2日
- (16) 「督学局官員学区内巡心得 六年五月三十日督学局定」『法規分類大全』第十六卷，p. 291
- (17) 同上書，p. 294
- (18) 「学校所ニ於説教不相成ノ件」『管内布達全書 自明治五年至七年』長野県庁所蔵
- (19) 『明治以降教育制度発達史』第一卷，pp. 396—397，高木一雄『明治カトリック教会史研究』，昭和54年，pp. 299—301など。
- (20) 井上久雄，前掲書，p. 382
- (21) 石田加都雄「神官僧侶学校の設置と廃止について」『清泉女子大学紀要』vol.7，1960年
- (22) 『松菊木戸公伝下』p. 1507
- (23) 『明治以降教育制度発達史』第一卷，p. 449
- (24) 『山県郡教育史』広島県山県郡教育会編，p. 59
- (25) 「福島県学校起原記録」『福島県教育史』第一卷，p. 225
- (26) 『明治文化全集』第20巻，p. 522
- (27) 「小学校設立ノ議ヲ督学局ニ具申ス」明治6年5月23日，『山梨県史』p. 129
- (28) 「教員養成ノ方法」明治8年5月31日，『飾磨県学事年報』『公文録』文部省

之部付録式明治9年5月所収

- (29) 「筑摩県下問会議」『下問会議書類 庶務課明治六年』長野県庁所蔵
- (30) 『長野県教育史』第一卷総説編1, p. 950
- (31) 「西教伝教士ヲ学校教師ニ入ルヘカラス云々上陳」明治6年7月13日, 『公文録』文部省之部全明治6年7月
- (32) 「明治六年七月十七日法制課長伺」, 同上書
- (33) 『公文録』文部省之部全明治6年8月
- (34) 「学校教師兼職ノ義伺事例」明治9年11月22日, 『東京教育史資料大系』第二卷, p. 56
- (35) 「御雇外国教師‘ウェルベッキ’進退之義伺」『公文録』文部省之部全明治6年8月
- (36) 「学校教師之儀ニ付上申」明治6年12月『文部省上申綴第一号』明治5—6年, 岩手県庁所蔵
- (37) 「神官給料ノ儀ニ付伺」明治6年3月23日『公文録』明治6年
- (38) 「神官職務ニツキ教導職建言」明治7年3月, 『社寺雜件三戸籍 明治八年』長野県庁所蔵
- (39) 「教導職へ説教方ニツキ訓諭」教部省番外, 明治5年11月
- (40) 『社寺雜件三終戸籍 明治八年』長野県庁所蔵
- (41) 「断髮以テ其結束費ヲ積ミ之ヲ学校資金ニ補充セシメン事ヲ告示ス日」『山梨県史』第三卷, p. 447
- (42) 倉沢剛, 前掲書, p. 127
- (43) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の破究』p. 141
- (44) 「教部省伺 六年二月二十二日」『法規類大全』第二十六卷, p. 229
- (45) 『山梨県史』第三卷, p. 278
- (46) 「小学校地之儀ニ付再伺 地第二百四十八号」明治8年6月25日, 及びこれに対する内務卿指令, 『東京教育史資料大系』第三卷, p. 893
- (47) 「鈴木清了伺 豊山代院宛」明治6年4月27日, 『法規分類大全』第十六卷, p. 321
- (48) 「福島県下白河駅妙徳寺住職片岡遊蘭ヨリ真宗局へ願 六年六月闕」, 同上書, p. 320
- (49) 「片岡遊蘭外一名願 真宗管長大谷大教正宛」, 同上書, p. 321
- (50) 「教部省伺 六年六月二十三日」, 同上書, p. 319
- (51) 「学校保護方法」『公文録』文部省之部明治8年1月
- (52) 「内務省指令 十一年十月一日」『法規分類大全』第二十六卷, p. 327



# School Teachers and Religious Instructors

—Relation between school education and religion appeared in modernization of Japanese public education—

Kazutaka Yamaguchi

Modern public education has been historically established on three fundamental principles as its basis: compulsory, gratuitous service and neutrality. Japanese public education under the Meiji School System in 1872 started on these three pillars theoretically. Neutrality, especially religious neutrality-separation between school education and religion - has been said to have been realized much more clearly than European education system. This is a common opinion in the academic field of the Japanese educational study.

As you can see in French public education system after the French revolution which was a model pattern of the modern public education and also in American public education executed under the constitutional law which prescribed separation between state and church in school education, it was very difficult to define religious neutrality in modern public education. The separation of school and church has raised a big controversy in educational history. Although religious neutrality was effective to protect education from power of religion which supported the feudalistic society (traditional society), religious education did not lose its

value of existence because it was contributed to integration of people and diffusion of spirituality for a new society.

Religious education for national integration was much more of an indispensable educational policy of the Meiji government. They were in the course of capitalization, accompanying feudalistic problems. The Meiji government, however, offered almost completely secularized educational system. Why did the government decide on system? The Meiji government's educational policy should be referred to, not only under school education but also under the function of religious instructors (*Kyodoshoku*). The religious instructors were placed by virtue of Ordinance No. 132 of the Administrative Council (*Dajyokan*) in April of 1872, in the jurisdiction of the Culture Ministry (*Kyobu-sho*) having duty lied in cultivating the people spiritually. Religious instructors preached and spread the Meiji government policies under shintoism throughout the country. Religious instructors such as ritualists, Buddhist priests and any other persons who were capable of speaking fluently, for instance even stand-up comedians (*Rakugo-ka*) or Kabuki actors were utilized. Meiji government's educational principles were established on the two basis; one was national enlightenment in charge of the Educational Ministry and the other was reactional shintoism under the Cultural Ministry. In primary schools, pupils were taught that Japanese were grouped in the race of Mongolian but the religious instructors taught that all Japanese were the descendants of the god who created Japan.

Soon after the enactment of *Gakusei*, the government integrated the Educatinal Ministry and the Cultural Ministry to introduce preaching of religious instructors into school education. In addition,

it was not only allowed but also recommended that ritualists and Buddhist priests of the religious instructors serve as school teachers since modern educated teachers were not enough.

It was *Fujimaro Tanaka* that criticized the invasion of religion into education and tried to draw a sharp line between them. His idealistic educational system was the American public education.

Shintoism as a principle of national enlightenment method was not persuasive for the people and opposition against enlightenment education came to be strong.

At the time, duality of the Meiji government's national education policy was integrated by the Imperial Rescript on Education in 1899. It rejected European way of education and combined Shintoism and Tenno Systems under which state shintoism was placed above religion and was entered into schools as a national cultural morality but not as a religion.